

## 令和2年度一般競争入札による新規自動販売機設置場所の一時貸付のご案内

### 1 趣旨

本件貸付は、川崎市複合福祉センター様から川崎市母子寡婦福祉協議会が借受して、自動販売機設置業者様との間に自動販売機設置場所の一時貸付契約を締結するものです。

### 2 入札物件（一時貸付物件）

①	施設名・所在地	川崎市川崎区日進町5-1 川崎市複合福祉センター ふくふく
②	設置場所	1階 自販機コーナー
③	貸付台数	3台分（A・B・C）別添参照 A・B・Cとも1台の横幅は1.2メートル以内 （転倒防止も含む）
④	自販機機種の条件	A-災害救援機 B-物販併売販売機 C-ユニバーサル機
⑤	最低手数料	売上の20%
⑥	販売価格の条件	希望価格より10円差引いての販売

### 3 貸付期間

令和3年3月1日から令和4年3月31日まで（13ヶ月）

※ ただし、契約期間満了1ヶ月前までに、解約の申出がなければ、更に1年間更新する。

### 4 貸付料（施設使用料）

無料

### 5 電気料

川崎市の算定基準に基づき自動販売機の年間消費電力量に応じた額

令和3年3月と令和3年4月～令和4年3月まで（13ヶ月分）

※ 別添参照

### 6 入札日程

	項 目	日 程
①	入札案内書の配布	令和2年12月4日（金）から
②	入札参加申込受付期間	令和3年1月15日（金）まで
③	開札	令和3年1月16日（土）
④	契約の締結期限	令和3年2月25日（木）

## 7 申込に必要な書類

### ① 入札参加申込書

## 8 入札参加申込書の書き方

- ① 申込の日付・申込者の住所氏名等の記載をしてください。
- ② 希望する物件(A・B・C)を「○」で囲んでいただき、手数料の記載をしてください。

## 9 入札方法

① 受付期間	令和3年1月15日(金)まで
② 申込方法	入札参加申込書を同封して 一般書留若しくは簡易書留による郵送 又は直接書類を持参してください
③ 送付先 受付場所	〒211-0067 川崎市中原区今井上町1番34号 和田ビル2階 一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会

## 10 開札の日時・場所

令和3年1月16日(土) 午前10時  
川崎市中原区今井上町1番34号 和田ビル2階  
川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ 会議室

## 11 入札の結果

開札後、川崎市母子寡婦福祉協議会のホームページに掲載  
落札者に郵送で連絡

## 12 落札者の決定

最低販売手数料以上の入札を行った方のうち、A・B・Cそれぞれに最高販売手数料  
をもって入札を行った方を落札者とします。

## 13 契約の締結

落札者は、令和3年2月25日(木)までに川崎市母子寡婦福祉協議会と締結して  
いただきます。

## 14 問合せ先

入札案内に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

川崎市中原区今井上町1番34号  
一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会  
電話 044-733-1166

# 入札参加申込書

(令和2年度一般競争入札による新規自動販売機設置場所の一時貸付)

令和 年 月 日

(宛先) 一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会

申込者 (入札者)	住所又は 所在地	〒	電話
	(フリガナ) 氏名又は 名称 代表者名		印

標記の一般競争入札に参加したいので、「令和2年度一般競争入札による新規自動販売機設置場所一時貸付の案内書」に記載された内容を全て承知の上、次のとおり入札します。

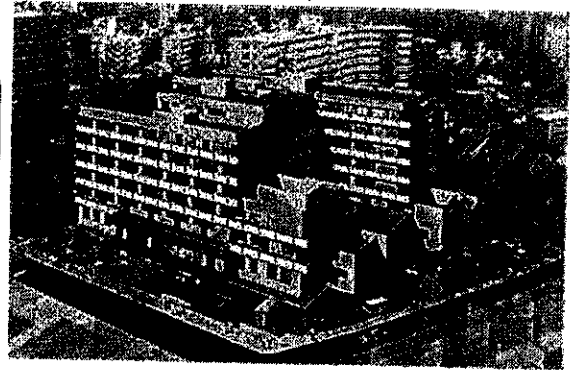
	物件場所	手数料率
A	川崎区日進町5-1 川崎市複合福祉センター 1階 自販機コーナー ※災害救援機	売上の %
B	川崎区日進町5-1 川崎市複合福祉センター 1階 自販機コーナー ※物販併売販売機	売上の %
C	川崎区日進町5-1 川崎市複合福祉センター 1階 自販機コーナー ※ユニバーサル機	売上の %

川崎市福祉センター跡地活用施設の名称を

『川崎市複合福祉センター **ふくふく**』に決定しました！

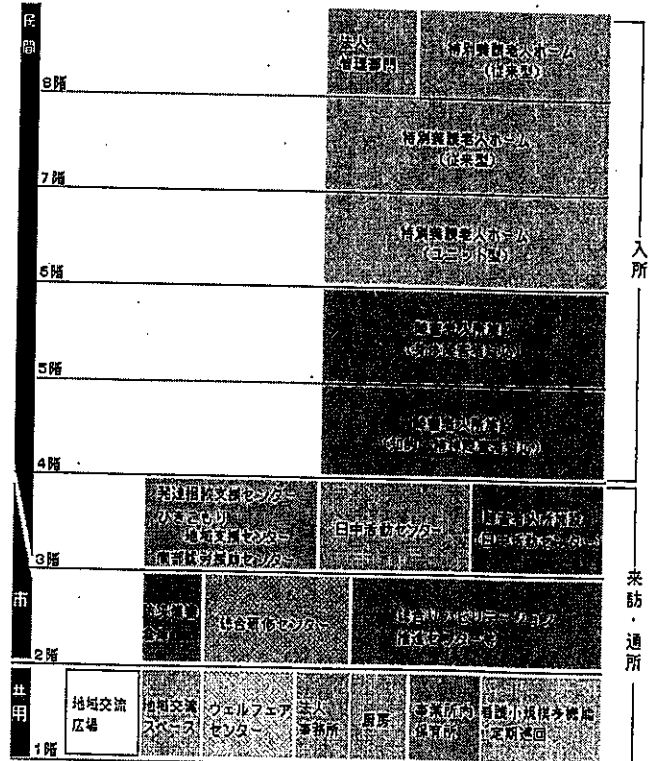
「高齢者や障害者の在宅生活支援の推進」を基本目標とし、川崎区日進町の川崎市福祉センター跡地に整備を進めている、本市と社会福祉法人三篠会による官民複合施設の名称を決定しました。

“ふくふく”は、福祉・幸福・福寿などの「福」が持つ優しい響きから、川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの基本理念を踏まえ、高齢者や障害者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に向けた施設となることをイメージしたものです。



○施設機能（所在地：川崎区日進町5-1）

- 8階： 特別養護老人ホーム
- 7階： 特別養護老人ホーム
- 6階： 特別養護老人ホーム
- 5階： 障害者入所施設
- 4階： 障害者入所施設
- 3階： 障害者入所施設（日中活動センター）、日中活動センター、発達相談支援センター、ひきこもり地域支援センター、南部就労援助センター
- 2階： 総合リハビリテーション推進センター、南部リハビリテーションセンター、総合研修センター、在宅医療サポートセンター、防災備蓄倉庫
- 1階： 看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域交流スペース、事業所内保育所、(仮)ウェルフェアイノベーション連携・推進センター



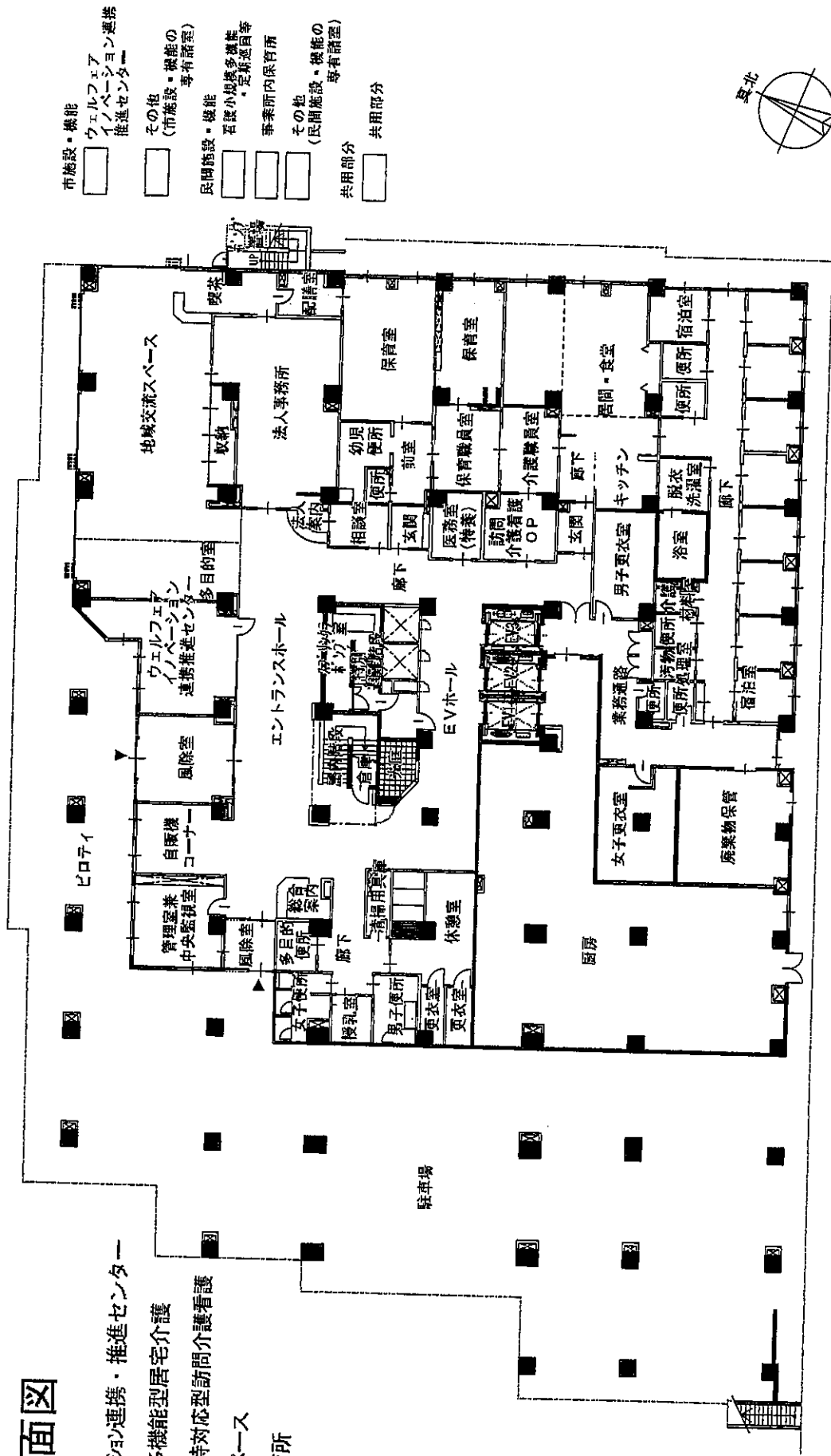
○今後のスケジュール（予定）

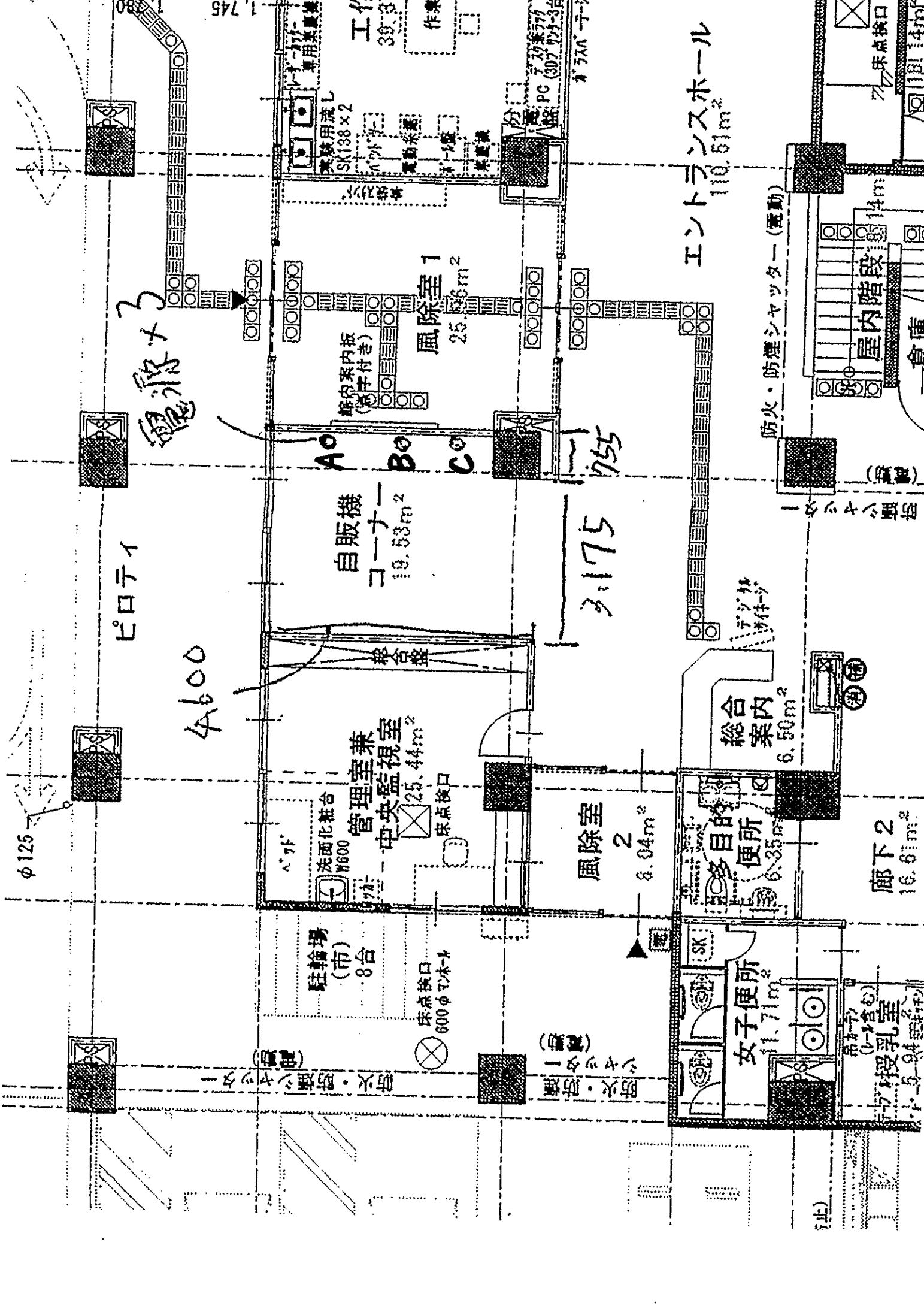
- 令和2年9、10月 障害者入所施設、特別養護老人ホーム 入居者募集開始予定
- 令和3年 1月 竣工
- 3月 障害者入所施設など一部供用開始
- 4月 特別養護老人ホームなど、その他機能供用開始

川崎市健康福祉局総務部施設課 丹野  
電話（044）200-0463

# 1階平面図

ウェルフェア・イン・アクション連携・推進センター  
 看護小規模多機能型居宅介護  
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
 地域交流スペース  
 事業所内保育所





エントランスホール  
110.51m<sup>2</sup>

電源+3

ピロティ

4600

自販機  
コーナー  
19.53m<sup>2</sup>

管理室兼  
中央監視室  
25.44m<sup>2</sup>

風除室 1  
25.536m<sup>2</sup>

風除室 2  
8.04m<sup>2</sup>

総案内  
6.50m<sup>2</sup>

多目的  
便所  
6.35m<sup>2</sup>

女子便所  
11.71m<sup>2</sup>

廊下 2  
16.61m<sup>2</sup>

扉内板  
(扉付付き)

工作  
39.37

作業台

美談用流し  
SK138 x 2

電. PC  
730 兼 377  
107 (307 421-3台)

ガラス戸

防火・防煙シャッター (電動)

屋内階段  
14m

床点検口

倉庫

(扉付)

授乳室  
11.54m<sup>2</sup>

φ125

1.745

1.745

755

3175

床点検口  
600φ

防火・防煙  
シャッター

防火・防煙  
シャッター

(止)

行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等の算定基準

(平成 27 年 1 月 19 日付 26 川財運第 717 号)  
最近改正 令和元年 11 月 26 日付 31 川財運第 1068 号

この算定基準は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項による行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等を使用者に負担させる場合の算定方法について定めるものとする。

なお、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項又は同法第 238 条の 5 第 1 項による貸付けに係る光熱水費等を借受人に負担させる場合についても適用することができる。

1 算定方法

光熱水費等については、次のとおり算定する。

(1) 子メーターがある場合

市が支払う月額使用料×当月使用量（子メーター表示）／当月使用量（親メーター表示）

(2) 子メーターがない場合

市が支払う月額使用料×使用許可面積／建物の延床面積

2 電気料算定の特例

飲料自動販売機に係る電気料については、飲料自動販売機の年間消費電力量に応じ、飲料自動販売機 1 台ごとに次表のとおりとする。なお、適用する年間消費電力量は、各年度の 4 月 1 日時点（年度途中で使用許可を開始した場合は開始時点）の規格とする。

年間消費電力量 (kWh)	月額電気料 (うち消費税相当額) (円)	年額電気料 (うち消費税相当額) (円)	年間消費電力量 (kWh)	月額電気料 (うち消費税相当額) (円)	年額電気料 (うち消費税相当額) (円)
1 - 100	800 (72)	9,600 (872)	1,001 - 1,100	3,500 (318)	42,000 (3,818)
101 - 200	1,000 (90)	12,000 (1,090)	1,101 - 1,200	3,800 (345)	45,600 (4,145)
201 - 300	1,300 (118)	15,600 (1,418)	1,201 - 1,300	4,200 (381)	50,400 (4,581)
301 - 400	1,600 (145)	19,200 (1,745)	1,301 - 1,400	4,500 (409)	54,000 (4,909)
401 - 500	1,800 (163)	21,600 (1,963)	1,401 - 1,500	4,800 (436)	57,600 (5,236)
501 - 600	2,100 (190)	25,200 (2,290)	1,501 - 1,600	5,200 (472)	62,400 (5,672)
601 - 700	2,300 (209)	27,600 (2,509)	1,601 - 1,700	5,500 (500)	66,000 (6,000)
701 - 800	2,600 (236)	31,200 (2,836)	1,701 - 1,800	5,900 (536)	70,800 (6,436)
801 - 900	2,900 (263)	34,800 (3,163)	1,801 - 1,900	6,200 (563)	74,400 (6,763)
901 - 1,000	3,100 (281)	37,200 (3,381)	1,901 - 2,000	6,500 (590)	78,000 (7,090)

※ 使用許可期間に一箇月に満たない期間が発生した場合においても、日割計算は行わない。

3 その他

前 1 及び 2 によることが適当でない場合は、使用状況等を勘案し算定することができる。

附 則

1 この算定基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この算定基準の施行日前に使用許可を開始したものについては、なお従前の例による。

附 則

1 この算定基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。